



インターネット上の フリマサービストラブルが急増中！

●インターネット上で個人間で商品の売り買いが手軽にできるフリーマーケットサービス（フリマサービス）が急速に広がっています。利用者の増加にあわせて全国の消費生活センターへフリマサービスに関する相談が急増しています！



●相談は購入者だけではなく、商品を販売した出品者からも多く寄せられています。

購入者



- 商品が届かない。
- 壊れた商品が届いた！
- 偽物のブランド品が届いた…。

- 商品を送ったのに届いてないと言われる。
- 送ったブランドバッグは偽物だと言われ、料金を支払ってもらえない！

出品者



アドバイス

★フリマサービスは個人間の取引で、出品者は事業者ではありません。

トラブルが起こった際に、運営会社に解決を求めても「利用者間の取引には一切介入しない」と利用規約で定められている場合がほとんどです。トラブルの解決は当事者同士で行う事が求められている点を理解して利用しなければいけません。購入する場合も、出品する場合も利用上の注意事項、取引上のマナーを十分確認して利用しましょう！



★当事者同士での解決が難しい場合は、運営会社に調査等の協力ができないか確認して、それでも解決しない場合は、問題点の整理を行うため、消費生活センターへご相談下さい。

太宰府市消費生活センター

●開催日時●

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

●開催日時●

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時 (一人30分程度) ※要予約

●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)